

## 短期入所生活介護(ショートステイ) ハーモニー 利用料金表① (個室利用)

社会福祉法人 野田福祉会  
2021年8月1日改正

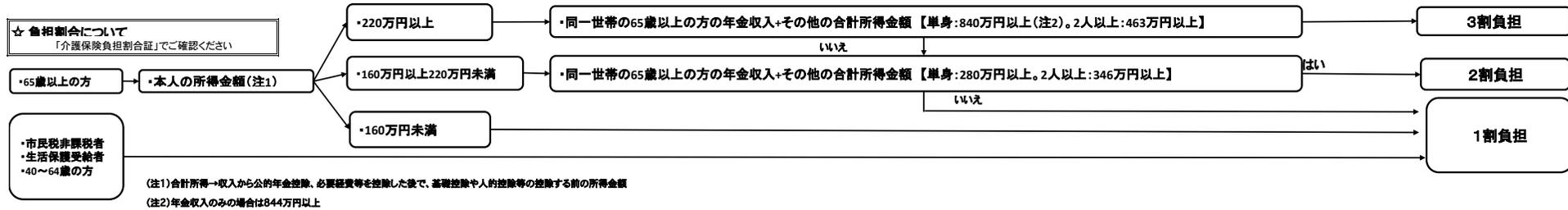
### (1)介護保険の給付対象サービス

①併設型介護予防短期入所生活介護、併設型短期入所生活介護費(1日あたり、本人負担は1割・2割・3割のいずれかに該当します)

(単位:円)

要介護度	要支援1			要支援2			要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
介護費用	467	467	467	580	580	580	623	623	623	695	695	695	771	771	771	843	843	843	914	914	914
サービス提供体制加算Ⅲ	-	-	-	-	-	-	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
夜勤職員配置加算Ⅰ	-	-	-	-	-	-	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
看護体制加算Ⅰ	-	-	-	-	-	-	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
送迎加算	-	-	-	-	-	-	184	184	184	184	184	184	184	184	184	184	184	184	184	184	184
(予防)短期生活機能訓練加算	12	12	12	12	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(予防)サービス提供体制加算Ⅲ	7	7	7	7	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(予防)送迎加算	184	184	184	184	184	184	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	56	56	56	65	65	65	69	69	69	75	75	75	81	81	81	87	87	87	93	93	93
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	18	18	18	21	21	21	22	22	22	24	24	24	26	26	26	28	28	28	30	30	30
合計単位(日)	744	744	744	869	869	869	922	922	922	1,002	1,002	1,002	1,087	1,087	1,087	1,167	1,167	1,167	1,245	1,245	1,245
<b>本人負担額(円/日)</b>	<b>777</b>	<b>1,554</b>	<b>2,331</b>	<b>908</b>	<b>1,816</b>	<b>2,725</b>	<b>964</b>	<b>1,928</b>	<b>2,892</b>	<b>1,047</b>	<b>2,095</b>	<b>3,142</b>	<b>1,136</b>	<b>2,271</b>	<b>3,407</b>	<b>1,219</b>	<b>2,438</b>	<b>3,657</b>	<b>1,301</b>	<b>2,603</b>	<b>3,904</b>

☆介護職員処遇改善加算(Ⅰ)=所定単位数に8.3%を乗じた単位数。 ☆介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)=所定単位数に2.7%を乗じた単位数。 ☆実際には途中で小数点の端数処理を行なうため、若干の誤差が生じます。



### ②食費及び居住(滞在)費

段階	対象者	食費	滞在費	合計(1日)
第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護受給者の方 <b>かつ</b> 本人の預貯金等の合計額が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が2,000万円以下)の方	300	320	<b>620</b>
第2段階	世帯(注)全員が市民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額との合計額が年額80万円以下の方 <b>かつ</b> 本人の預貯金等の合計額が650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,650万円以下)の方	600	420	<b>1,020</b>
第3段階①	世帯(注)全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方 <b>かつ</b> 本人の預貯金等の合計額が550万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,550万円以下)の方	1,000	820	<b>1,820</b>
第3段階②	世帯(注)全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方 <b>かつ</b> 本人の預貯金等の合計額が500万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,500万円以下)の方	1,300	820	<b>2,120</b>
第4段階	上記以外の方	1,450	1,420	<b>2,870</b>

### (2)介護保険の給付対象とならず、ご利用の方のみご負担になるもの

おやつ代	飲食物に応じた所要額(税込み)
各種クラブ活動参加費	書道(750円)、陶芸(1,300円)、華道(700円)、音楽(300円) …いずれも1回当たり。また行事や展覧会出展等は実費あり。(全て税込み)
理・美容代	施術に応じた所要額(【例】2,000円 / 回～)(税込み)
複写物の交付	30円 / 枚(税込み)
電気機器使用料(電気毛布・コタツ等)	電気代として1日60円(税込み)
テレビレンタル代	1台110円 / 日(台数制限により、利用できない場合あり)(税込み)
その他	個人的に使用する日常生活上のものかかる所要額(日用品・教養娯楽費・行事経費等) (全て税込み)

☆以上の金額は、法による給付額の変更その他の事情により、相当な額に変更することがあります。

**(①+②)×利用日数 = 約 円 / 月**

短期入所生活介護(ショートステイ) ハーモニー 利用料金表②  
(4人部屋利用)

社会福祉法人 野田福祉会  
2021年8月1日改正

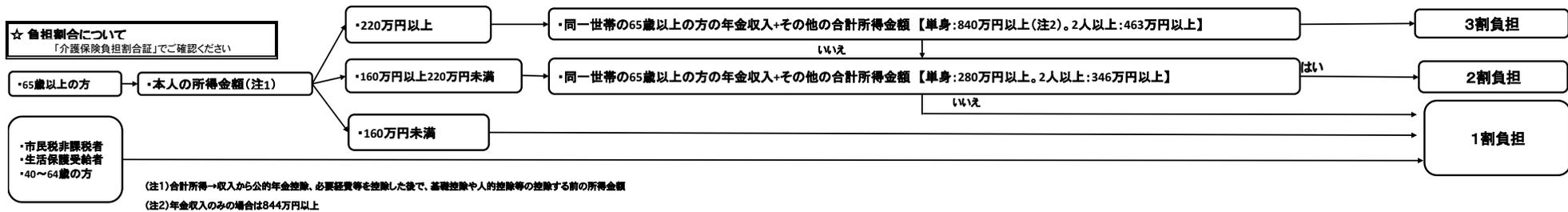
(1)介護保険の給付対象サービス

①併設型介護予防短期入所生活介護、併設型短期入所生活介護費(1日あたり。本人負担は1割・2割・3割のいずれかに該当します)

(単位:円)

要介護度	要支援1			要支援2			要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
介護費用	467	467	467	580	580	580	623	623	623	695	695	695	771	771	771	843	843	843	914	914	914
サービス提供体制加算Ⅲ	-	-	-	-	-	-	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
夜勤職員配置加算I	-	-	-	-	-	-	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
看護体制加算I	-	-	-	-	-	-	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
送迎加算	-	-	-	-	-	-	184	184	184	184	184	184	184	184	184	184	184	184	184	184	184
(予防)短期生活機能訓練加算	12	12	12	12	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(予防)サービス提供体制加算Ⅲ	7	7	7	7	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(予防)送迎加算	184	184	184	184	184	184	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護職員処遇改善加算(I)	56	56	56	65	65	65	69	69	69	75	75	75	81	81	81	87	87	87	93	93	93
介護職員等特定処遇改善加算(I)	18	18	18	21	21	21	22	22	22	24	24	24	26	26	26	28	28	28	30	30	30
合計単位(日)	744	744	744	869	869	869	922	922	922	1,002	1,002	1,002	1,087	1,087	1,087	1,167	1,167	1,167	1,245	1,245	1,245
本人負担額(円/日)	777	1,554	2,331	908	1,816	2,725	964	1,928	2,892	1,047	2,095	3,142	1,136	2,271	3,407	1,219	2,438	3,657	1,301	2,603	3,904

☆介護職員処遇改善加算(I)=所定単位数に8.3%を乗じた単位数。 ☆介護職員等特定処遇改善加算(I)=所定単位数に2.7%を乗じた単位数。 ☆実際には途中で小数点の端数処理を行なうため、若干の誤差が生じます。



②食費及び居住(滞在)費

段階	対象者	食費	滞在費	合計(1日)
第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護受給者の方 かつ、 本人の預貯金等の合計額が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が2,000万円以下)の方	300	0	300
第2段階	世帯(注)全員が市民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額との合計額が年額80万円以下の方 かつ、 本人の預貯金等の合計額が650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,650万円以下)の方	600	370	970
第3段階①	世帯(注)全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方 かつ、 本人の預貯金等の合計額が550万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,550万円以下)の方	1,000	370	1,370
第3段階②	世帯(注)全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方 かつ、 本人の預貯金等の合計額が500万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,500万円以下)の方	1,300	370	1,670
第4段階	上記以外の方	1,450	1,420	2,870

(2)介護保険の給付対象とならず、ご利用の方のみご負担になるもの

おやつ代	飲食物に応じた所要額(税込み)
各種クラブ活動参加費	書道(750円)、陶芸(1,300円)、華道(700円)、音楽(300円) …いずれも1回当たり。また行事や展覧会出展等は実費あり。(全て税込み)
理・美容代	施術に応じた所要額(【例】2,000円/回~)(税込み)
複写物の交付	30円/枚(税込み)
電気機器使用料(電気毛布・コタツ等)	電気代として1日60円(税込み)
テレビレンタル代	1台110円/日(台数制限により、利用できない場合あり)(税込み)
その他	個人的に使用する日常生活上のもにかかる所要額(日用品・教養娯楽費・行事経費等) (全て税込み)

☆以上の金額は、法による給付額の変更その他の事情により、相当な額に変更することがあります。

(① + ②) × 利用日数 = 約 円 / 月